

生活排水対策推進計画

2019（平成31）～2028（平成40）年度

～みんなでつくる 水と緑のネットワークに

人といきものが集うまち 尾張旭～



2019（平成31）年3月

尾 張 旭 市

目 次

第1章	計画改定の背景等	1
1	計画改定までの経緯	1
2	計画年度	1
第2章	地域の概要	2
1	地勢	2
2	河川	3
3	気候	4
4	人口及び世帯数	5
5	土地利用	6
6	水利用	7
第3章	関連計画	8
第4章	水質の現況及び動向	9
1	環境基準の適合状況	9
2	BODから見た水質の状況	11
(1)	2015（平成27）～2017（平成29）年度の状況	12
(2)	経年変化	12
(3)	季節変動	13
第5章	生活排水処理施設等の整備状況	14
1	生活排水処理施設の整備手法	14
2	公共下水道	15
3	合併処理浄化槽	16
4	污水处理人口普及率	17
第6章	計画の目標等	18
1	計画の方向性とめざす環境像	18
(1)	尾張旭市第五次総合計画で示されている基本的な考え方	18
(2)	計画のめざす環境像	18
2	生活排水対策の基本方針	19
3	計画の目標	20
(1)	污水处理人口普及率の向上	20
(2)	自然とともに安らぎ、人集う水辺へ	20
(3)	健全な水循環に向けて、地域・流域の連携へ	20

第7章 生活排水処理施設等の整備に関する計画	21
1 生活排水処理施設整備計画	21
(1) 生活排水処理施設整備の基本方針	21
(2) 下水道整備と接続の推進	21
(3) 合併処理浄化槽の普及	21
2 水辺環境整備等の計画	22
(1) 健全な水循環の確保	22
(2) 河川環境管理	23
第8章 生活排水対策に係る啓発等に関する計画	24
1 生活排水対策に係る啓発等の基本方針	24
2 生活排水対策に係る啓発等の実施計画	25
(1) 広報による河川浄化へのPR	25
(2) 河川環境に係る調査の実施	25
(3) 環境教育・環境学習の推進	26
3 市民参加による水辺環境の保全に係る実施計画	26
(1) 市民参加に対する支援	26
(2) 家庭でできる浄化対策の推進	26
第9章 その他生活排水対策に関すること	27
1 関係部局間の連携	27
2 流域市町及び国・県との連携	27
3 関連する他計画との調整	27
第10章 用語の説明	28

第 1 章 計画改定の背景等

1 計画改定までの経緯

1990（平成 2）年 6 月に水質汚濁防止法の改正が行われ、生活排水対策を推進するための制度が組み込まれました。市町村は、この法改正により「生活排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（生活排水処理施設）の整備、生活排水対策の啓発に努めなければならない。」とされました。

愛知県では、生活排水対策を推進するための愛知県生活排水対策推進要綱及び愛知県浄化槽指導要領を定めて、1997（平成 9）年 10 月には合併処理浄化槽がより一層普及、促進するように改正、施行されました。

本市では、こうした状況を踏まえ、生活排水対策への市としての責務を全うし、また、生活排水の主たる排出源である住民に対して理解と協力を得るため、1999（平成 11）年 3 月に生活排水対策推進計画を策定し、総合的、体系的な生活排水対策を推進してきたところです。

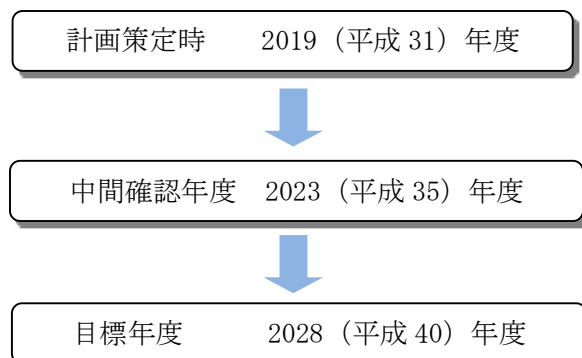
また、2000（平成 12）年 3 月には、矢田川上流域に位置する本市と瀬戸市は、生活排水対策の重点地域に指定され、県内でも積極的に生活排水対策を推進する必要がある地域となっています。

このたびは、前計画期間の終了に伴い、改定を行うものですが、2015（平成 27）年度に「尾張旭市污水適正処理構想」が、2016（平成 28）年度に愛知県により「全県域污水適正処理構想」が、それぞれ見直しされたため、それらを踏まえ、上位計画と整合性を図りつつ、改定を進めます。

2 計画年度

計画の開始年度を2019（平成31）年度として、10年後の2028（平成40）年度を目標年度とします。

また、5年後の2023（平成35）年度を中間確認年度とし、必要に応じて計画の見直し等を行うものとしますが、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には、その都度見直しを行います。



第2章 地域の概要

1 地勢

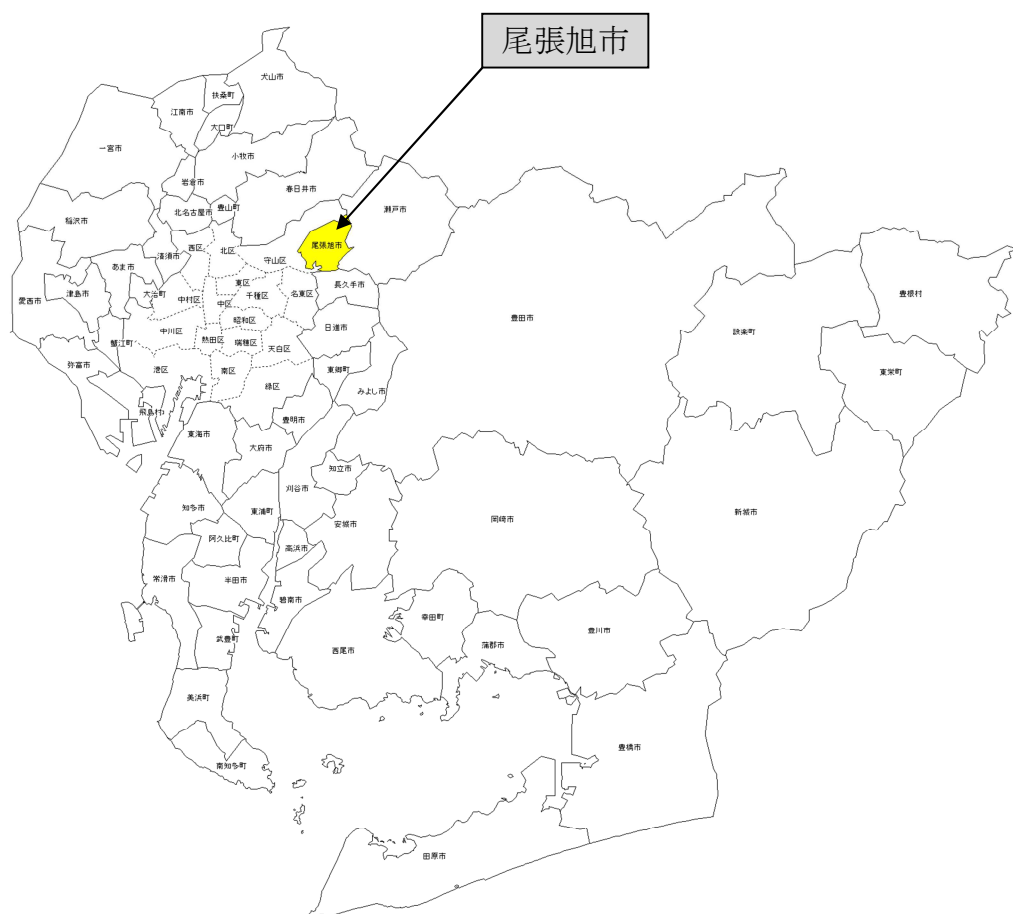
本市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部に位置し、東に瀬戸市、北と西は名古屋市、南は長久手市に接しています。

市域は、東西 5.7 km、南北 5.6 km、面積 21.03 k m²で名古屋市の中心部から約 15 km と、通勤、通学などに恵まれた立地にあります。

地形は、北部の丘陵地帯、中央部の沖積平野、南部の洪積台地に分かれます。北部の丘陵地帯には森林公園をはじめとする緑地帯が多く、市内を東西に流れる矢田川の右岸には肥沃な沖積平野が、また、左岸には古期洪積層のたい積面が残存しています。

地質は、ほぼ水平構造であるため、断層、しゅう曲が少なく、ほとんどの地盤が洪積層で占められているのが特徴です。

国土地理院承認 平14総複 第149号



資料：「尾張旭市の統計」2017（平成 29）年版より

図 2-1 尾張旭市位置図

2 河川

本市には、矢田川水系、天神川水系など、1 級河川 3 河川、準用河川 3 河川、計 6 河川が流れています。

本市では、矢田川水系、天神川水系に各 2 地点、計 4 地点の調査地点を設定し、水質調査結果をまとめ、水質の改善を図るとともに、環境整備を行っています。

矢田川は、瀬戸川・山口川の 2 支川が東部の市域界付近にて合流する以降をいい、市域の南部を東から西へ横断した後、名古屋市北部にて庄内川と合流し、名古屋市西部を流下し、伊勢湾に注いでいます。

表 2-1 市内河川

[2018（平成 30）年 4 月 1 日現在]

河川名	種別	総延長（km）	市内延長（km）	合流する河川等
矢田川	一級	23.7	4.8	庄内川
天神川	一級	4.3	3.7	矢田川
瀬戸川	一級	9.3	0.9	矢田川
郷倉川	準用	0.8	0.8	天神川
二反田川	準用	0.4	0.4	矢田川
石原川	準用	1.7	1.7	矢田川

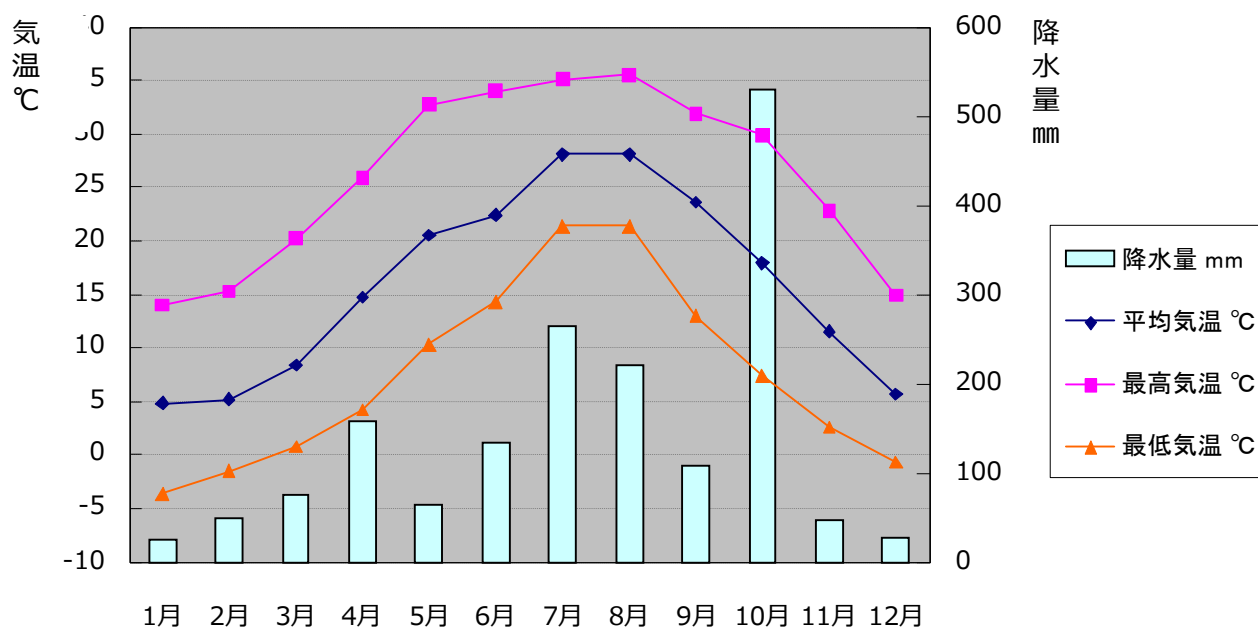
資料：「愛知県河川一覧表」より

3 気候

気候は比較的温暖で、年間を通じて晴れる日が多く、特に冬季は晴天の日が続き、降雪日もそれほど多くありません。太平洋岸の他地域と比べると、夏季の降水量は若干少なく、高温で晴天の日が長期間続くこともあります。また、冬季の気候は比較的穏やかですが、時折季節風の「伊吹おろし」が吹き、日本海側から雪を運んでくることがあります。

表 2-2 月別気温と降水量（2017（平成 29）年）

月	気温（℃）			降水量（mm）
	平均	最高	最低	
1	4.8	14.0	-3.6	24.5
2	5.2	15.3	-1.5	48.0
3	8.4	20.2	0.8	74.0
4	14.7	25.9	4.2	158.0
5	20.5	32.7	10.3	64.5
6	22.4	34.0	14.3	133.0
7	28.1	35.1	21.4	265.0
8	28.1	35.5	21.4	221.5
9	23.6	31.9	13.0	107.5
10	17.9	29.9	7.4	530.0
11	11.5	22.8	2.6	47.5
12	5.7	14.9	-0.7	28.0



（観測場所：名古屋地方気象台）

「尾張旭市の統計」2017（平成 29）年版より

図 2-2 月別気温と降水量（2017（平成 29）年）

4 人口及び世帯数

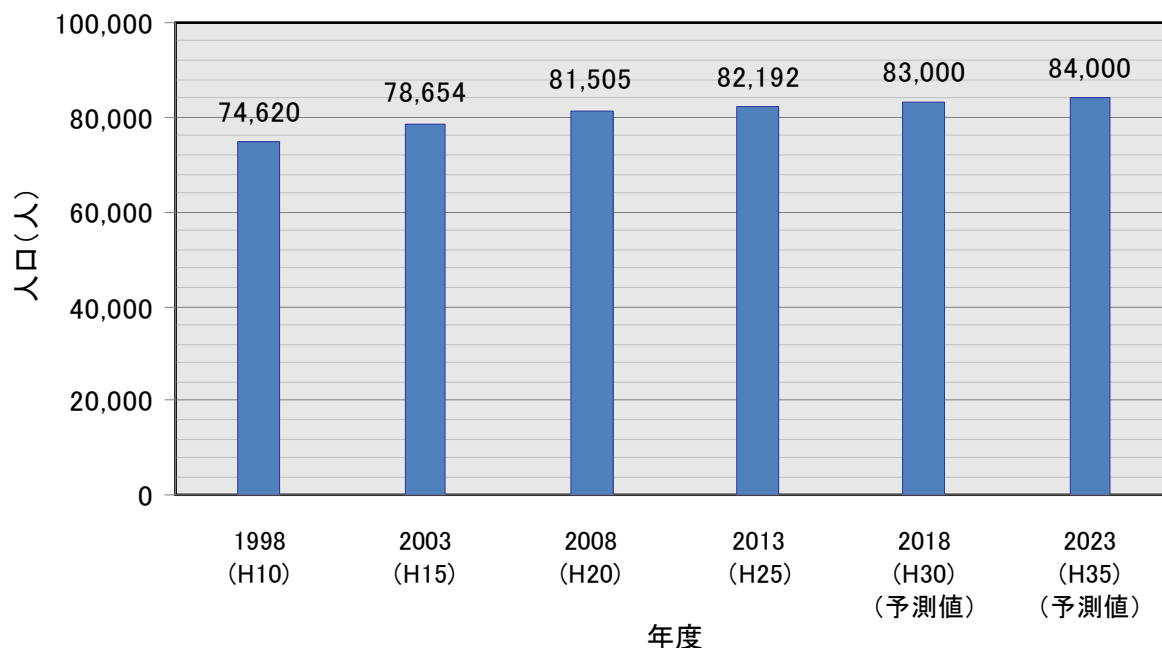
人口、世帯数ともに増加し続けていますが、増加のペースは以前に比べ緩やかになっています。2018（平成 30）年 3 月末現在の人口は 83,372 人、世帯数は 34,836 世帯となっています。1986（昭和 61）年に 3.3 人であった 1 世帯あたりの人口は、2008（平成 20）年には 2.5 人と減少し、さらに、2017（平成 29 年）度では 2.4 人となり、核家族化の進行がうかがえます。

表 2-3 人口と世帯数の推移

[各年度末人口]

年度 \ 区別	総人口（人）	世帯数（世帯）	人口増加率（%）
2014（平成 26）年度	82,361	33,843	0.2
2015（平成 27）年度	82,757	33,936	0.5
2016（平成 28）年度	82,997	34,345	0.3
2017（平成 29）年度	83,372	34,836	0.5

（注）2014（平成 26）年度までは日本人と外国人からなる混合世帯数を、日本人世帯、外国人世帯それぞれに計上した世帯数の合計で、2015（平成 27）年度からは、日本人世帯、外国人世帯、日本人と外国人からなる混合世帯数を集計した合計。



資料：「尾張旭市の統計 2017（平成 29）年版」及び「尾張旭市第五次総合計画」より

図 2-3 人口の推移

5 土地利用

本市は、大都市近郊に位置しながらも森林や農地などの緑が比較的残されており、多くのため池や河川等の水辺とともに今なお自然をとどめています。

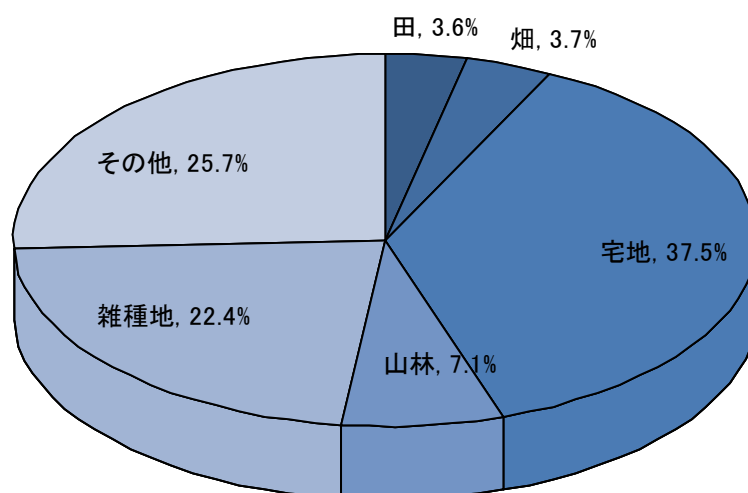
地域別にみると、北部丘陵地では、公園や森林などの緑地部分の自然利用がなされ、中央平坦地においては、土地区画整理事業が進められ良好な住宅環境が整備されています。

さらに矢田川両岸の下井、晴丘地区や市北西部の旭前地区には、比較的まとまった工場の集積が見られ、都市計画道路旭南線、瀬戸新居線沿いの1角には、土地改良事業により整備された水田が広がっています。また、市中央部の名鉄瀬戸線、主要地方道名古屋瀬戸線沿いでは古くから市街地が形成されています。

表 2-4 土地利用面積

[各年1月1日現在]

区分	2013（平成 25）年		2015（平成 27）年		2017（平成 29）年	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
田	84.0	4.0	77.4	3.7	76.3	3.6
畑	85.9	4.1	79.6	3.8	77.6	3.7
宅地	768.6	36.6	780.8	37.1	788.2	37.5
山林	154.2	7.3	151.1	7.2	150.0	7.1
雑種地	478.0	22.7	474.7	22.6	471.5	22.4
その他	532.3	25.3	539.4	25.6	539.4	25.7
合計	2,103.0	100.0	2,103.0	100.0	2,103.0	100.0



資料：「尾張旭市の統計」平成 29 年版より

図 2-4 2017（平成 29）年土地利用構成比

6 水利用

本市の水利用の形態としては、上水道、工業用水、農業用水があり、また、水域利用としては、レクリエーション等があります。

本市内における 2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年までの上水道の利用状況を表 2-5 に示しています。2017（平成 29）年現在の上水道給水人口は 83,356 人、普及率が 99.9%となっています。

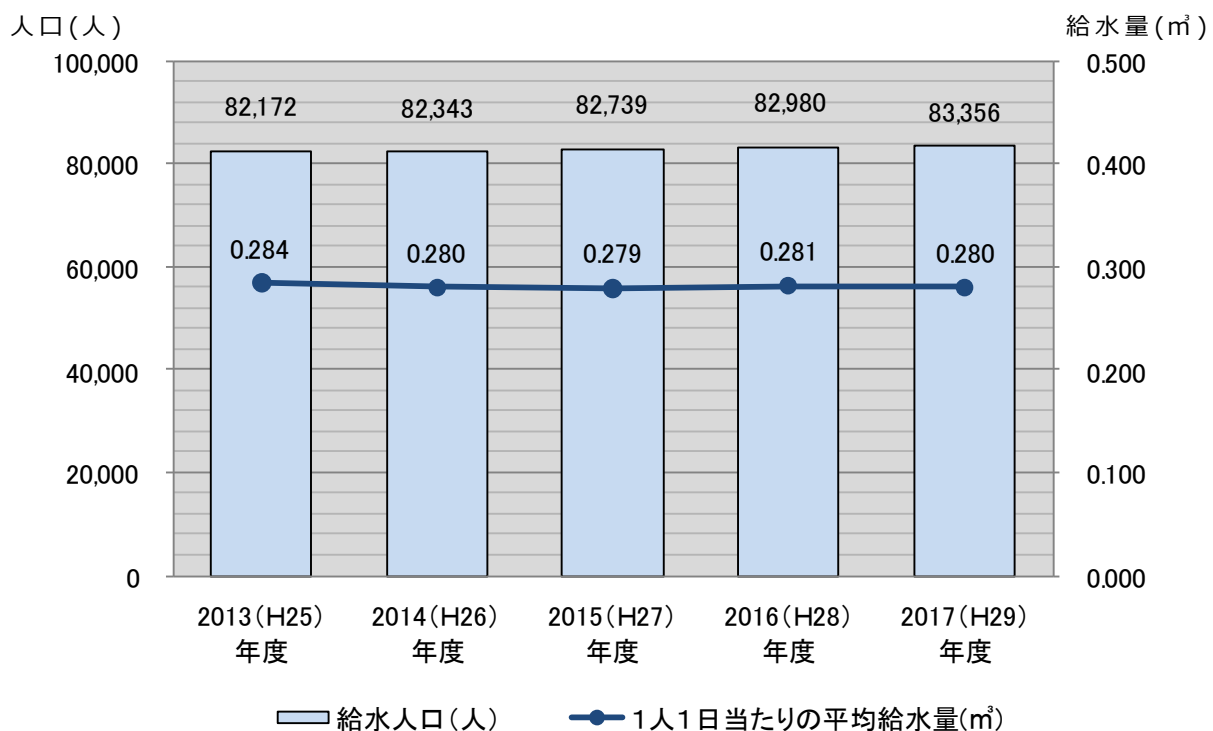
本市の生活用水や工業用水は県営水道にすべて依存していますが、農業用水は、市内を流れる河川からの取水利用もしています。

また、レクリエーションの場として、矢田川、天神川、維摩池、ため池等の整備事業が進められています。

表 2-5 上水道の利用状況

[各年度末現在]

	給水人口 (人)	1 日平均給水量 (m^3)	年総給水量 (m^3)	1 人 1 日当たりの 平均給水量 (m^3)
2013（平成 25）年度	82,172	23,388	8,536,734	0.284
2014（平成 26）年度	82,343	23,084	8,425,481	0.280
2015（平成 27）年度	82,739	23,110	8,458,097	0.279
2016（平成 28）年度	82,980	23,300	8,504,547	0.281
2017（平成 29）年度	83,356	23,333	8,516,420	0.280

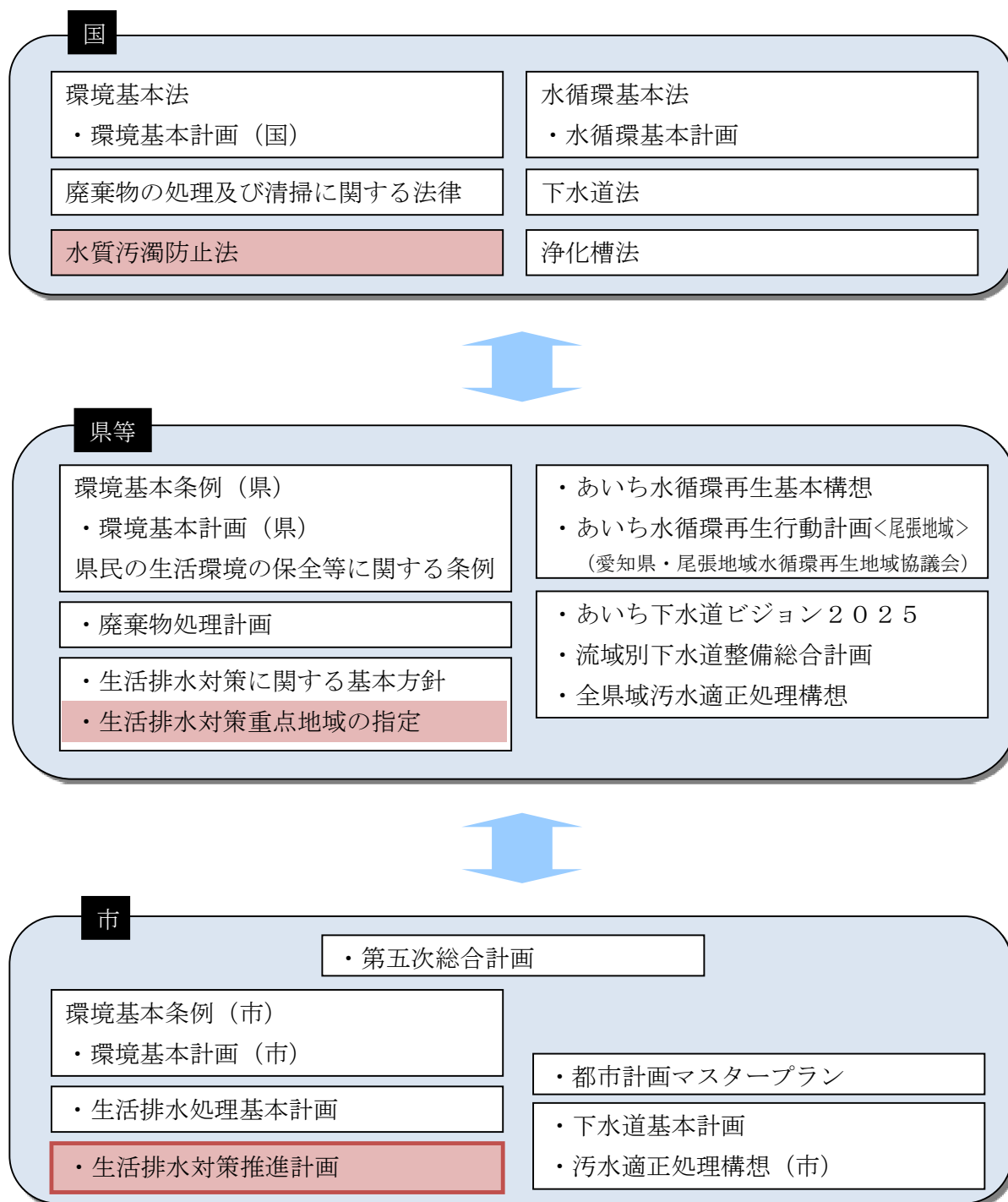


資料：市上水道課資料より

図 2-5 上水道の利用状況

第3章 関連計画

本計画を策定するにあたり、関連法や関連計画等の位置づけを図3-1に示します。



注）主な関係法令、計画等のみを示した。

図3-1 生活排水対策推進計画の位置づけ

第4章 水質の現況及び動向

1 環境基準の適合状況

公共用水域の水質については、利水に応じた水質の確保や生活環境を守ることを目的として、環境基本法に基づき環境基準が定められており、人の健康を守るために維持することが望ましい基準（健康項目）と、生活環境を守るために維持することが望ましい基準（生活環境項目 表 4-1 参照）からなっています。健康項目はすべての公共用水域に適用されていますが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれ水域別に環境基準が定められています。本市の河川では表 4-1 に示すように矢田川が水域類型指定されています。

表 4-1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	矢田川 上流
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	—	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。							
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。							
3、4 省略							
注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全							
注2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの							
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの							
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの							
注3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用							
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用							
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用							
注4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの							
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの							
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの							
注5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度							

矢田川における生活環境項目については、2017（平成 29）年度愛知県公共用水域等水質調査結果及び本市の測定結果によれば、補助点（宮下橋）のBOD（生物化学的酸素要求量）を除き環境基準に適合しています（表 4-2 参照）。

表 4-2 生活環境項目の適合状況

河川名	地点名	類型	項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	適合状況
矢田川	宮下橋 (補助点)	D	pH	7.1～7.8	7.3～8.0	6.9～7.7	○
			BOD (75%水質値)	1.6～6.9 (5.4)	3.4～6.0 (5.5)	3.3～12 (6.0)	(10/12)
			SS	3～15	3～9	2～50	○
			DO	8.1～11	7.0～11	7.8～11	○
矢田川	下井町地内	D	pH	7.1～7.4	6.8～7.8	7.3～7.6	○
			BOD (75%水質値)	2.2～6.7 (4.9)	2.1～8.7 (4.3)	2.8～6.2 (5.7)	○
			SS	2～14	2～10	3～10	○
			DO	7.7～11	8.6～11	8.4～11	○
矢田川	庄中町地内	D	pH	7.2～7.5	6.9～7.8	7.2～7.8	○
			BOD (75%水質値)	1.8～6.6 (4.2)	2.5～8.9 (4.2)	2.4～6.4 (3.2)	○
			SS	2～8	3～13	2～6	○
			DO	8～11	8.7～12	7.7～10	○

注 1) 単位は mg/ℓ、ただし pH は無単位です。

注 2) BOD については、表下段に括弧書きで 75%水質値も示しています。

※ 75%水質値とは、BOD や COD（化学的酸素要求量）の年間測定結果が、環境基準を達成しているか否かについて評価する際に用いられる年間統計値。河川の低水流量（年間を通して 275 日はこれを下回らない流量）時に相当する水質として設定されたもの（ $275/365 \approx 0.75$ ）。1 年間で得られた日平均値を昇順に並べたとき、低い方から数えて 75%番目に該当する日平均値が「75%水質値」となります。例えばデータ数が 12 個の場合は、 $12 \times 0.75 = 9$ なので、低い方から数えて 9 番目が 75%水質値となります。このとき、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り上げた「番目」となります。

注 3) 宮下橋については県のデータを用いています（年 12 回測定）。

矢田川の各地点のデータは、市の測定調査データを用いています（年 5 回測定）。

注 4) 適合状況は、2017（平成 29）年度に対してであり、括弧内は（適合回数／調査回数）です。○印は、調査値の全部が適合している場合を示しています。

資料：「公共用水域及び地下水の水質調査結果」及び市河川水質調査結果より

2 BODから見た水質の状況

(1) 2015（平成27）～2017（平成29）年度の状況

本市における2015（平成27）～2017（平成29）年度の（計15回測定）BODの状況を表4-3に示しました。

各河川のBOD値は、測定ごとにばらつきがありますが、ほぼ同様に推移しています。また平均値を見ると、いずれの河川においてもD類型の環境基準（8mg/ℓ以下）の範囲内となっており、これは生活排水が浄化されたことによるものと推定されます。

表4-3 2015（平成27）～2017（平成29）年度水質調査河川のBOD状況

[計15回測定]

河川名	調査地点		BOD (mg/ℓ)	
			平均	最小値～最大値
天神川	No. 1	東大道町山の内地内	4.0	1.3～9.3
天神川	No. 2	東名西町一丁目地内	3.7	1.9～6.9
矢田川	No. 3	下井町刎内地内	4.4	2.1～8.7
矢田川	No. 4	庄中町南島地内	4.1	1.8～8.9

資料：市河川水質調査結果より

(2) 経年変化

過去10年間の本市におけるBOD経年変化を表4-4、図4-1に示しました。

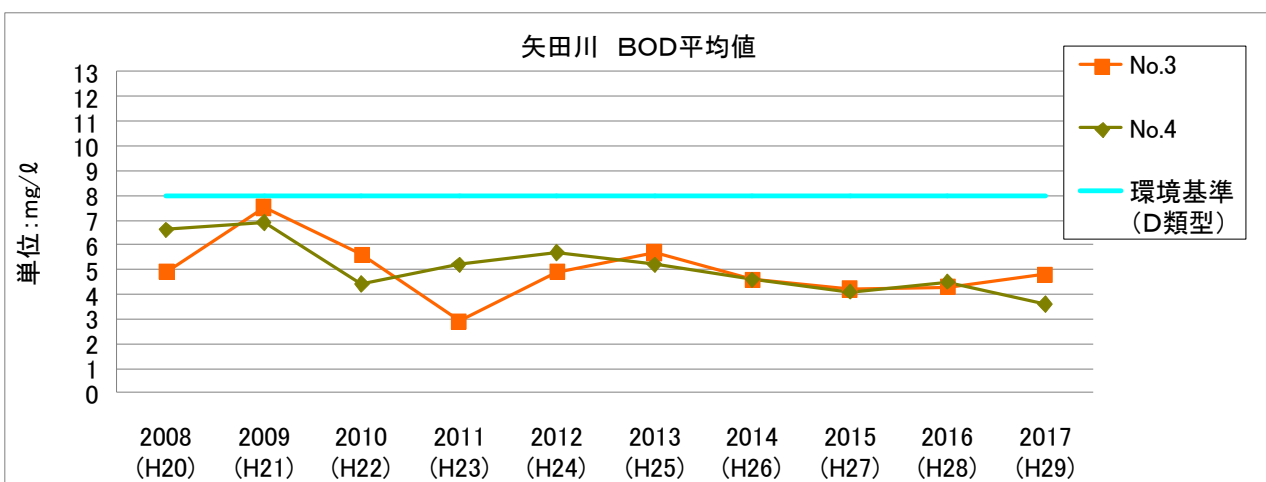
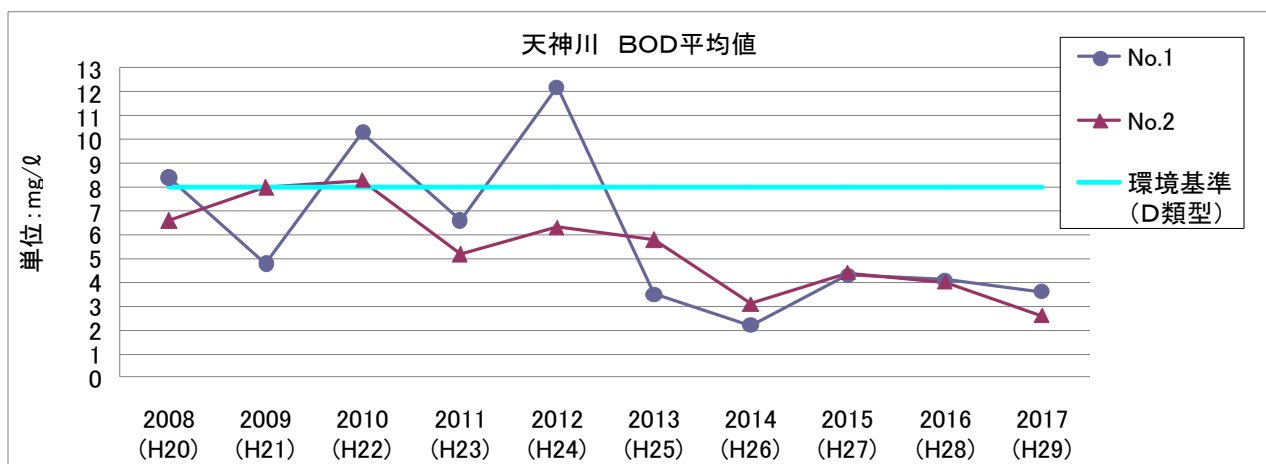
2012（平成24）年度までは、BOD平均値がD類型の環境基準（8.0mg/ℓ）を超える地点もありましたが、2013（平成25）年度からの5年間は8.0mg/ℓを超えることは1回もなく、ここ数年は4地点ともほぼ横ばい傾向となっています。

表4-4 市内河川のBOD平均値の経年変化

[単位：mg/ℓ]

河川名	調査地点		2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
天神川	No. 1	東大道町 山の内地内	8.4	4.8	10.3	6.6	12.2	3.5	2.2	4.3	4.1	3.6
天神川	No. 2	東名西町 一丁目地内	6.6	8.0	8.3	5.2	6.3	5.8	3.1	4.4	4.0	2.6
矢田川	No. 3	下井町 芻内地内	4.9	7.5	5.6	2.9	4.9	5.7	4.6	4.2	4.3	4.8
矢田川	No. 4	庄中町 南島地内	6.6	6.9	4.4	5.2	5.7	5.2	4.6	4.1	4.5	3.6

資料：市河川水質調査結果より



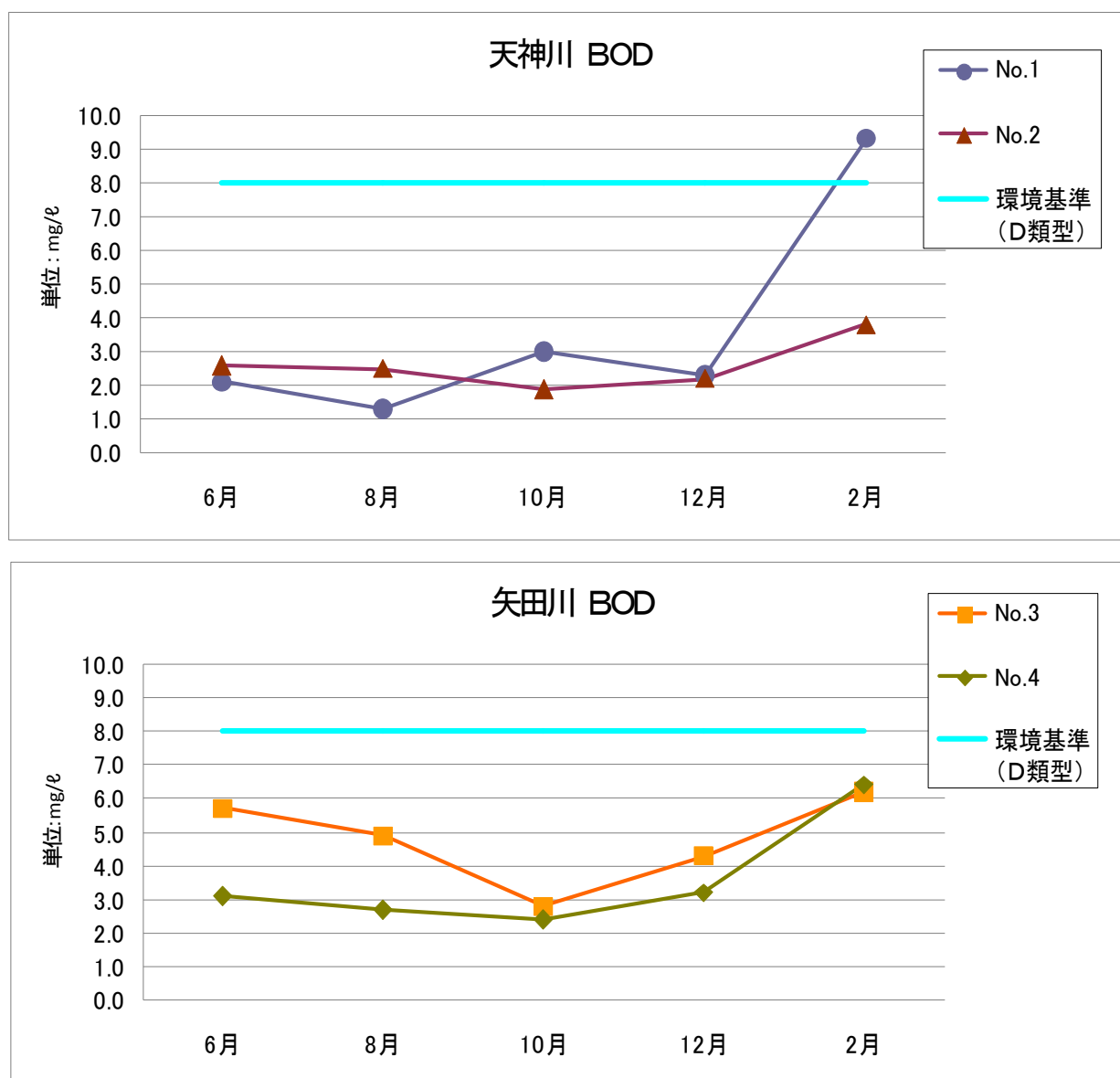
資料：市河川水質調査結果より

図4-1 市内河川のBOD経年変化

(3) 季節変動

1年をとおしてBODの変化をみると、夏季（豊水期）に水質が安定し、冬季（渇水期）に悪化する一般的な傾向がみられます。

天神川及び矢田川ともに、冬季にBODが増加傾向を示しました。



資料：市河川水質調査結果より

図4-2 BOD経月変化（2017（平成29）年度）

第5章 生活排水処理施設等の整備状況

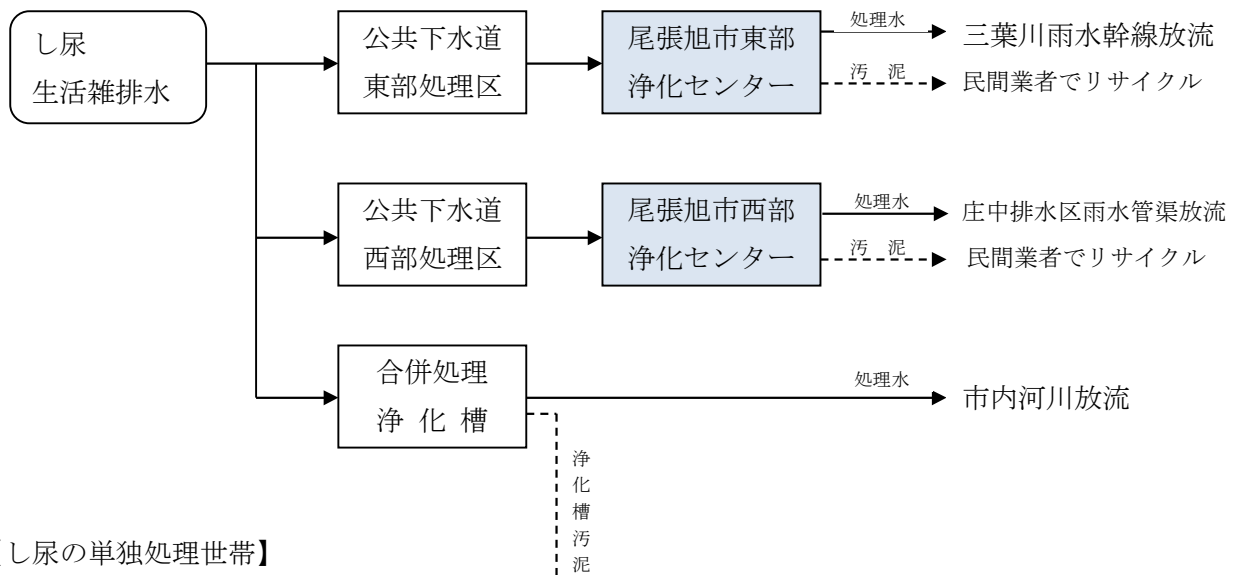
1 生活排水処理施設の整備手法

本市から発生するし尿と生活雑排水の処理フローを図5-1に示します。

本市の生活排水は、現在、公共下水道の処理施設（東部浄化センター・西部浄化センター）及び合併処理浄化槽で処理しています。

ただし、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽でし尿処理を行っている世帯での生活雑排水は、未処理のまま河川等に放流されています。

【し尿、生活雑排水の合併処理世帯】



【し尿の単独処理世帯】

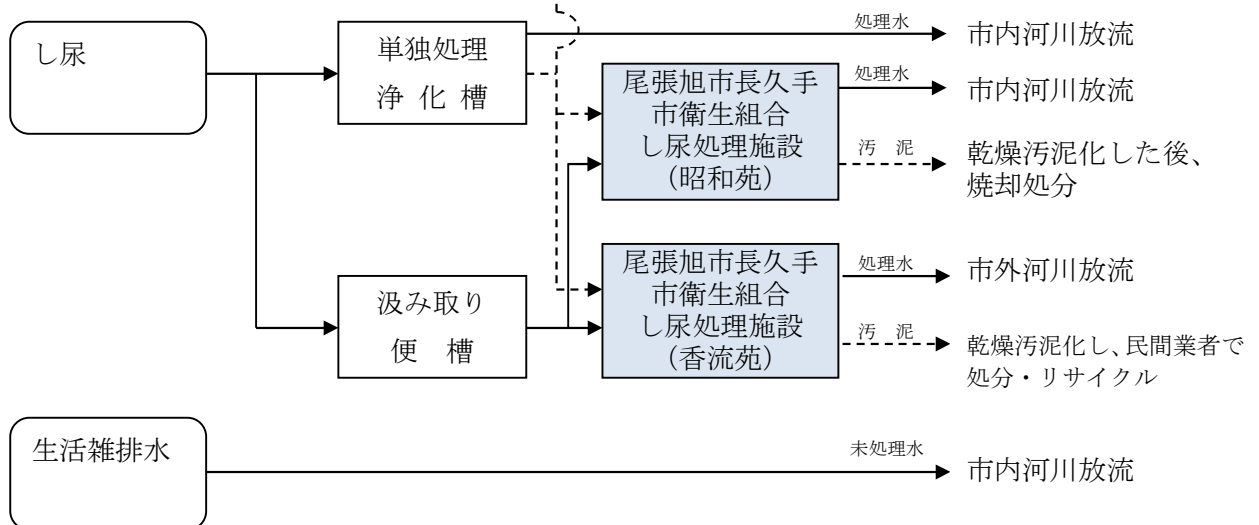


図 5-1 し尿と生活雑排水の処理フロー

2 公共下水道

本市の公共下水道は、1979（昭和54）年度に策定した下水道基本計画に基づき、1980（昭和55）年度に都市計画決定を行い、下水道法及び都市計画法の事業認可を受け、建設に着手し、1985（昭和60）年度には東部浄化センター、2000（平成12）年度には西部浄化センターの完成とともに汚水の処理を開始しました。

そして、現在、西部処理区の流入汚水量の増加に対応するため、2019（平成31）年度末の完成にむけて、西部浄化センターの増設工事を進めています。

2017（平成29）年度の実施状況は表5-2のとおりです。供用開始区域内人口が62,599人で75.1%の普及率となっています。

表5-1 公共下水道基本計画一覧

事項	東部処理区	西部処理区	全体
行政区域面積	-----	-----	2,103ha
基本計画区域面積	605ha	734ha	1,339ha
都市計画決定区域面積	533ha	640ha	1,173ha
認可計画区域面積	513ha	569ha	1,082ha
基本計画処理人口	35,400人	44,000人	79,400人
認可計画処理人口	33,080人	38,300人	71,380人
基本計画日最大汚水量	13,600 m ³ /日	17,000 m ³ /日	30,600 m ³ /日
認可計画日最大汚水量	12,300 m ³ /日	13,700 m ³ /日	26,000 m ³ /日
処理施設の名称	東部浄化センター	西部浄化センター	-----
処理方式	標準活性汚泥法 凝集剤併用型ステップ流 入式2段硝化脱窒法	標準活性汚泥法 凝集剤併用型ステップ流 入式3段硝化脱窒法	-----
排除方式	分流式	分流式	-----
放流先	三葉川雨水幹線	庄中排水区雨水管渠	-----

資料：市下水道課より

表5-2 実施状況の推移

[各年度末現在]

項目	2013（H25）	2014（H26）	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）
行政人口（人）	82,192	82,361	82,757	82,997	83,372
供用開始区域（ha）	755.6	783.0	810.6	837.9	862.4
供用開始区域内人口（人）	53,424	55,481	57,172	60,318	62,599
普及率（%）	65.0	67.4	69.1	72.7	75.1
水洗化人口 ※1（人）	50,904	52,028	52,654	53,644	55,987
水洗化率 ※2（%）	95.3	93.8	92.1	88.9	89.4

※1・・・公共下水道供用開始区域内における公共下水道利用人口

※2・・・公共下水道利用人口／公共下水道供用開始区域内人口

資料：市下水道課より

3 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理することができます。以前は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽も設置できましたが、公共用水域に排出される汚濁負荷が大きいとため、2001（平成13）年4月の改正浄化槽法の施行に伴い、合併処理浄化槽の設置が原則として義務付けられました。

本市では、1989（平成元）年度より国・県の協力のもと合併処理浄化槽設置整備事業を開始していますが、2002（平成14）年度からは、既設の汲み取り便所又は単独処理浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置するものに対して補助金を交付する制度を設け、合併処理浄化槽へ転換するよう努めています。

2017（平成29）年度までの補助実績は表5-3のとおりです。補助対象地区は「下水道法第4条第1項の規定により、公共下水道の事業計画の予定処理区域を除く地域」、「当分の間に下水処理の開始が見込まれない地域」及び「市長が特別の理由があると認める地域」です。

また、浄化槽設置登録基数の推移は表5-4のとおりです。2017（平成29）年度末における合併処理浄化槽の設置登録基数は3,275基（うち補助対象123基）です。

表5-3 合併処理浄化槽設置費補助交付実績

[単位：基]

年度 \ 区分	5人槽	6人槽	7人槽	8～9人槽	10人槽	計
1989(平成元)年度～ 2008(平成20)年度累計	23	15	26	8	12	84
2009（平成21）年度	2		3			5
2010（平成22）年度	1		4			5
2011（平成23）年度	3		1			4
2012（平成24）年度	4		1			5
2013（平成25）年度	1		4			5
2014（平成26）年度	2		2			4
2015（平成27）年度	6					6
2016（平成28）年度	4					4
2017（平成29）年度	1					1
合 計	47	15	41	8	12	123

資料：市環境課より

[単位：基]

資料：愛知県より

本市内における2013（平成25）年から2017（平成29）年までの汚水処理人口普及率の推移を表5-5に示しています。この間、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換や下水道の整備に伴い、普及率は年を追って上昇しています。

[各年度末現在]

※ 下水道供用開始区域を除く。

- 17 -

第6章 計画の目標等

1 計画の方向性とめざす環境像

(1) 尾張旭市第五次総合計画で示されている基本的な考え方

本計画の上位計画である「尾張旭市第五次総合計画」では、将来都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる住みよいまち 尾張旭」を実現するために、8つの政策を設定しています。

本計画は、自然環境分野の政策「5 環境と調和したまちづくり」の中で、「地球にやさしい生活の推進」、「身近な緑・水辺環境の保全と創出」、そして、「生活衛生環境の向上」といった施策との関連性が強く、各施策がめざす尾張旭市の姿として、以下のような将来像が掲げられています。

【各施策がめざす尾張旭市の姿】

施策5-2 地球にやさしい生活の推進

市民・事業者・行政それぞれが、地球環境にやさしい生活・活動を行っています。

施策5-3 身近な緑・水辺環境の保全と創出

緑、河川、ため池が保全され、憩いの空間が創出されています。

施策5-4 生活衛生環境の向上

快適で衛生的な生活を営むことができます。

(2) 計画のめざす環境像

本計画は、今後10年間にすべき施策の方向、並びに水環境に関わるすべての関係者の役割・行動方針を定めるものです。

本市では、前計画において、「水と緑のネットワークに人といきものが集うまち、尾張旭市」をめざすべき環境像として、計画の推進に努めてきました。また、目標とする水環境の実現には、行政だけでなく、水域を利用するすべての市民（事業者を含む。）が、それぞれの責務を理解し、協力して取り組んでいくことが必要不可欠です。

以上のことと、総合計画で示されている‘めざす姿’等を踏まえ、本計画のめざす環境像を、次のとおりとします。

－めざす環境像－

**みんなでつくる 水と緑のネットワークに
人といきものが集うまち 尾張旭**

2 生活排水対策の基本方針

生活排水対策は、下水道整備がひとつの解決の方向になりますが、下水道ではカバーできない地域があること、下水道の完成には長い年月がかかることなどから、合併処理浄化槽の設置・維持管理や発生源対策が必要であり、住民の主体的な取り組みが求められます。

また、水質と流量と水辺は一体のものであり、どれが欠けても豊かな水環境には成り得ません。例えば、水辺が貧困になると人々の関心が薄れ、生活排水対策への意欲がなくなる、自然流量が少なくなると水質が悪化する、というように相互に関係しています。その意味で、広義の生活排水対策として、水質対策だけでなく水循環対策、水辺対策が求められています。

■施設等の整備

(1) 生活排水処理施設の整備	①下水道の整備と接続の推進 ②合併処理浄化槽の適正な普及
(2) 水辺環境の整備	①健全な水循環の確保 ②河川環境管理

■市民意識の向上

(1) 生活排水対策の啓発・普及	①広報等による河川浄化への啓発活動 ②河川環境に係る調査の実施 ③環境教育・環境学習の推進
(2) 市民参加による環境の保全	①市民参加に対する支援 ②家庭でできる浄化対策の推進

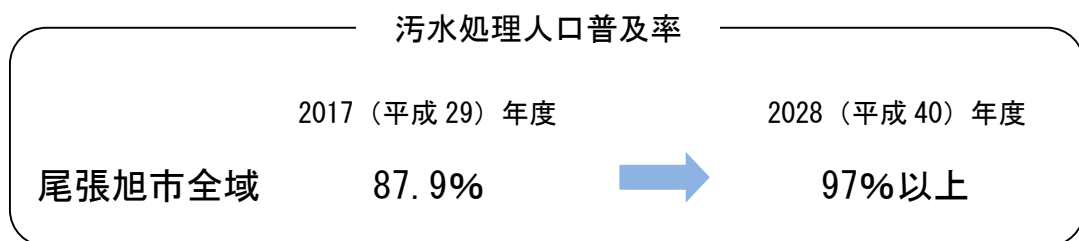
3 計画の目標

(1) 汚水処理人口普及率の向上

いつもきれいな水が流れている河川を目指して、市民一人ひとりが汚水の発生・排出を極力減らす生活を心がけ、生活排水処理施設で処理してから流すという基本を広めていきます。

本市の汚水処理人口普及率は、2017（平成29）年度末現在で87.9%となっています。

本計画では、下水道整備計画と合併処理浄化槽の推計を基に、2028（平成40）年度には、汚水処理人口普及率を尾張旭市全域で97%以上にすることを目標とします。



(2) 自然とともに安らぎ、人集う水辺へ

市民にとって、鳥が飛来し、魚や水生生物が住み、土手には草花が咲いているといった河川は、貴重な親水空間です。この空間は、河川に対する関心を深め、子どもたちの良い遊び場となり、環境にやさしい心を育てていく手助けとなります。よって、動植物の豊かな、河川に近づくことのできる水辺をつくっていくことを目指します。

河川や排水路の整備は、多自然型工法や自然素材を使用した整備を行い、生物の生息しやすい河川環境づくりに努めます。また、本市の特性を生かして、人々が河川にふれあう機会が多くなるように、周辺の整備などと併せて検討していきます。

(3) 健全な水循環に向けて、地域・流域の連携へ

現在、私たちは物質的には豊かな生活を過ごしています。そのため、ともすれば、水や食物といった自然界から与えられたものに対して無関心になりがちです。本当に豊かな生活を送るために必要なものは、この豊かな環境を守り、持続していく努力です。

そのため、市民個人としての努力はもとより、事業者との協力や、周辺地域・河川の上流・下流の流域での連携を図り、広い視野から自分たちの生活を見つめ、健全な水循環に向けて一人ひとりが環境にやさしい行動が選択できるよう、意識の向上を目指していきます。

第7章 生活排水処理施設等の整備に関する計画

1 生活排水処理施設整備計画

(1) 生活排水処理施設整備の基本方針

本市では、生活排水処理の方針として、主に公共下水道の整備を進めており、今後も下水道基本計画に基づき整備を進めていきます。

また、下水道整備の計画区域外では、引き続き合併処理浄化槽の普及を推進していきます。

(2) 下水道整備と接続の推進

公共下水道は、市町村が国土交通省や県の補助金を受けて建設する下水道で、主として市街化区域内の下水道整備を行います。

本市では、県や近隣市町を連携して計画的に整備を行います。また、整備された地区に対しては、速やかに下水道に接続するよう呼び掛けていきます。

2017（平成29）年度末現在では、表7-1のとおり市全体人口83,372人のうち公共下水道供用開始区域内の人口の割合（下水道普及率）が75.1%で、2028（平成40）年度には、市全体人口の90.9%に達する見込みです。

表7-1 公共下水道普及率の見込み

[各年度末現在]

区 分 \ 年 度	現 況	中間年度	目標年度
	2017（平成29）年度	2023（平成35）年度	2028（平成40）年度
下水道普及率[%]	75.1	83.0	90.9

資料：下水道課より

(3) 合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は、生活排水の適正処理を行うことができる有効な生活排水処理施設であり、処理水の還元により河川流量維持へ寄与できること、生活排水処理を通じて環境保全を感じることができること、他の生活排水処理施設に比べて安価であることなど、投資効率の高い住民密着型の社会資本と位置付けられます。

2001（平成13）年4月から改正浄化槽法が施行され、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられるとともに、既設単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽への設置替えに努めなければならないものとされたことから、合併処理浄化槽の一層の普及促進を図ります。

また、窒素・リンの除去に効果的な高度処理型合併処理浄化槽も開発されており、これらの技術の動向に応じて、普及を推進します。

2 水辺環境整備等の計画

(1) 健全な水循環の確保

水は、浸透・湧出・流下・蒸発・降雨等により地表・地下を通じて一体的に循環しています。そして、循環することにより、「水量確保」「水質浄化」「水辺環境及び生態系の保全」といった大きな役割を果たしています。

また、水は循環することにより繰り返し利用が可能になる「循環する資源」という特徴を持っており、健全な水循環の維持・回復は水循環の保全において重要な課題です。

ア 雨水浸透性路盤の採用促進

急速な都市化により、水のしみこまない地域が広がっています。また、市域の拡大により、水需要の増大や、水質汚濁物質の排出量増加の問題が発生しています。これらは、湧水の枯渇、水質悪化、地盤沈下の発生及びヒートアイランド現象の助長等、環境悪化を引き起こす要因となります。

そのため、市の公共施設の設置に際し、駐車場や舗装に雨水浸透性路盤を採用していますが、住民や事業者にも植生工法や雨水浸透性路盤について理解を得られるようPRしていきます。

イ 緑地の保全

森林や水田等の緑地は、地下水涵養・貯留、水質浄化の機能とともに、その保水能力により自然環境における水の移動速度を調節する機能を持ち、洪水や渇水の緩和に役立っています。しかし、森林が減少すると、都市型水害が発生したりと、その自然な保水能力を失う結果となります。

本市は現在、森林などの豊富な緑地部分の自然的利用がなされているため、今後も公共事業における緑地確保への配慮や、森林の伐採や民間の開発に対して指導・監視を行っていきます。

（２）河川環境管理

生活排水対策への住民の自主的な取り組みを促進するためには、身近な排水路や河川に対する関心を高めることが必要である。そのためには、排水路や河川が、人から隔離されていない身近な存在であることが望ましいです。

ア 多自然型工法を利用した河川への改修

従来の治水に重点の置かれたコンクリート等による河川整備から、河川の持つ多様な自然環境に配慮した多自然型工法による河川整備が行われるようになっていきます。

矢田川、天神川整備事業において、多自然型工法を取り入れた改修が行われていますが、その他でも、現在残されている自然護岸を保護するとともに、多自然型工法を取り入れるよう検討していきます。

イ 親水空間の整備・活用

市内には多くのため池や矢田川などの水辺環境を有しており、そこに近づけたり、水に触れられたりする空間は、市民の生活にうるおいを与える貴重な資源です。

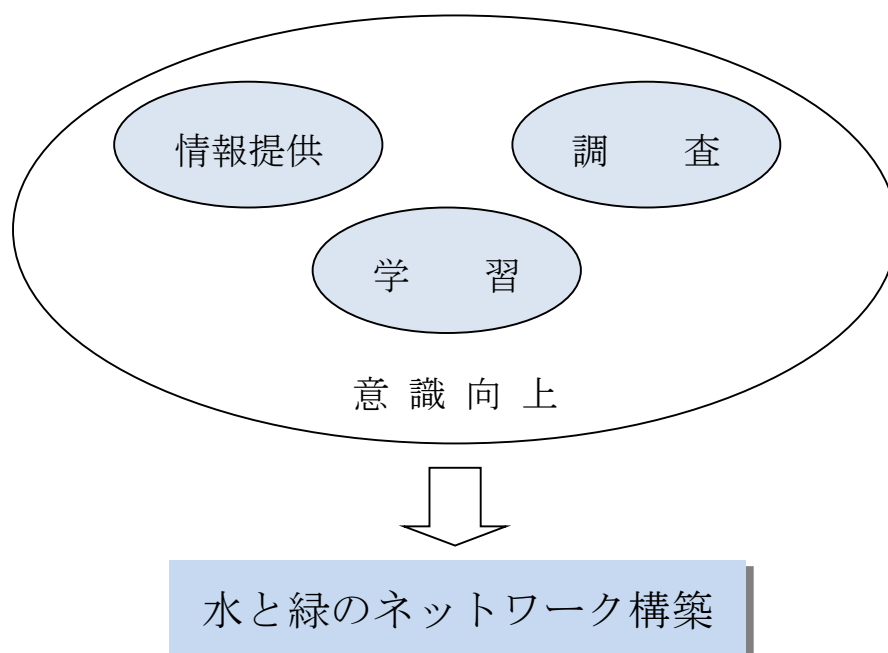
本市では、城山公園内の長池や維摩池、矢田川散歩道などを整備していますが、引き続き保全していくとともに、親水空間の計画的な整備・活用を進めます。

第8章 生活排水対策に係る啓発等に関する計画

1 生活排水対策に係る啓発等の基本方針

「みんなでつくる 水と緑のネットワークに人といきものが集うまち 尾張旭」を実現するためには、市民、事業者、行政それぞれが水環境に関心を持ち、日常生活での生活排水対策や水環境保全行動に自ら取り組み、その行動の輪を広げていくことが重要となります。豊かな自然環境を守るには住民一人ひとりの行動が、大きな影響を及ぼします。

よって、本市では、住民の意識向上を目指して、以下の施策を行います。



2 生活排水対策に係る啓発等の実施計画

(1) 広報等による河川浄化へのPR

市の広報、ホームページ、ポスター、パンフレット等により、より多くの住民に生活排水対策の必要性和、協力を求めています。クリーンシティ推進運動等と連携し、身近な河川の水質の状況や特集などを組み、住民に読みやすく、わかりやすい記事になるようにします。

ア 合併処理浄化槽の普及と維持管理

多くの住民に合併処理浄化槽を理解し、使用してもらえるようにPR活動を推進します。また、合併処理浄化槽が普及促進されるような施策を検討し、浄化槽法に定められた保守点検、清掃及び法定検査を行うように啓発に努めます。

イ 排水対策資材等の活用

固形残飯を流さない水切りネット等の排水対策資材の活用や、河川への負荷が少ない洗剤の使用、植物油を流さないこと、調理後の食べ残し等の適正処理を行うことなどを促進させるため、啓発活動を実施します。

ウ 下水道への早期接続

下水道を整備した区域の住民に対し、下水道への早期接続を促進するためPR等を行います。

(2) 河川環境に係る調査の実施

ア 河川水質調査

本市で毎年行っている水質調査を継続します。その調査結果を住民に公開し、河川水質浄化への協力と理解を深めてもらいます。

イ 水生生物調査

「水生生物観察会」など、学童や市民による水生生物調査を引き続き実施し、河川の水質監視と水質保全への普及啓発を行うと同時に、調査結果を整理し公開していきます。

ウ 市民意識調査

今まで行ってきた市民意識調査の集計・分析結果を踏まえて、今後の施策の参考として協議を行います。

（３）環境教育・環境学習の推進

ア 学校教育との連携

将来を担う子どもたちへの環境教育は重要であるため、教育委員会や学校現場との連携を進めます。

イ イベントや学習会の開催・参加

生活排水対策への関心を高めるため、職員出前講座の積極的なＰＲや、イベント・学習会の開催等を進めます。

３ 市民参加による水辺環境の保全に係る実施計画

（１）市民参加に対する支援

水辺環境を守り、育てる行動を進める主役は、そこに住む住民や事業者と言えます。

市は、環境保全活動を行っている市民団体や環境保全分野のボランティアなど、様々な団体の活動を支え、輪を広げ、自主的に活動・連携ができるよう、活動の場や情報の提供など、側面的な支援を講じていきます。

（２）家庭でできる浄化対策の推進

汚濁負荷を根本的に削減するには、家庭からの汚濁量を減らすことが重要です。調理くずを取る流し台ストレーナー（ごみ受け）や三角コーナーは汚濁負荷削減に有効な手段であり、比較的安価で容易に設置できます。

本市では、生活排水対策実践活動などの機会に、家庭でできる生活排水対策を周知していくとともに、こういった資材を積極的に利用するよう呼びかけていきます。

また、この他にも汚濁負荷削減に寄与する設備・資材が広まっており、効果のあるものについては住民の利用を促していきます。

第9章 その他生活排水対策に関すること

1 関係部局間の連携

水環境に関係する施策は、市行政組織内において多くの部局にまたがっています。

- ・ 市民生活部環境課・・・生活排水対策、環境に関する啓発事業、河川の水生生物調査、浄化槽に関する指導
- ・ 都市整備部下水道課・・・下水道に関する事業
- ・ 都市整備部土木管理課・・・河川の整備・維持管理に関する事業
- ・ 都市整備部都市計画課・・・浄化槽設置に関する指導
- ・ 市民生活部産業課・・・農業用水に関する事業

水環境や環境全般を総合的に推進するには、関係部局間の連携が欠かせません。

このため、合意形成を図ることを目的とした組織づくりを行うとともに、計画の進捗状況を確認する意味で進捗状況表を作成し、生活排水処理施設の整備の進み具合を確認します。これは、市域全体での確認とともに、生活排水対策重点区域である矢田川上流域での確認も併せて行います。

これにより、関係部署の進捗状況を把握し、今後の生活排水対策の配慮指針、環境保全マニュアルなどの作成への取り組みに結び付けていきます。

2 流域市町及び国・県との連携

恵み豊かな河川環境を維持、創造していくためには、水系全体での水質保全・治水・利水・環境・親水に関する総合的な取り組みが必要です。よって、本計画の実施に当たっては、国・県関連計画との整合を図るとともに、流域市町との連絡調整を行います。

3 関連する他計画との調整

関連計画との調整、整合を図りながら、施策を展開していきます。

第 10 章 用語の説明

● 生活排水

し尿、炊事、洗濯及び風呂など、人の生活に伴って公共用水域に排出されるすべての排水を指す（なお「生活雑排水」とは、生活排水のうち、し尿を除いた排水をいう。）。

● 類型指定

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定のことをいう。類型はA AからEまでの6段階。

● 水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域の水質の汚濁防止を図ることなどを目的とした法律。

● 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

● p H（水素イオン濃度指数）

水素イオン指数とも呼ばれ、水の酸性、アルカリ性の程度を示すもので、p H 7なら中性、これより高ければアルカリ性、低ければ酸性。河川水のp Hは普通は7前後（6.5～8.5）。

● B O D（生物化学的酸素要求量）【Biochemical Oxygen Demand】

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。

● B O D 75%値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる）。

● C O D（化学的酸素要求量）【Chemical Oxygen Demand】

水中の有機物等の汚濁物質を化学的に酸化するとき消費される酸素量で、海域や湖沼の汚染度合を示す指標。

- **SS（浮遊物質）【Suspended Solid】**

水中に浮遊している微細な固形物（砂粒、プランクトンなど）の量。

- **DO（溶存酸素量）【Dissolved Oxygen】**

水中に溶けている酸素量のことで、主として、有機物による水質汚濁の指標として用いられており、水中に溶ける酸素量は、水温に比例している。常に酸欠状態が続くと悪臭の原因になるほか、生物相が非常に貧弱になり、魚類は生息できなくなる。

- **大腸菌群数**

大腸菌群数は、主として、人または動物の排泄物による汚染の指標として用いられ、水中から検出されるということは、その水が人または動物の排泄物で汚染されている可能性があることを意味する。

- **全窒素**

水中では、窒素は窒素イオン、窒素化合物として存在しているが、全窒素は水中の総窒素量を示すものであり、湖沼などの富栄養化の指標として用いられる。窒素は植物の生育に不可欠なものであるが、大量に湖沼や内湾に流入すると富栄養化が進み、アオコや赤潮・青潮の発生の原因となる。

- **下水道**

主として市街地における雨水を速やかに排除して、浸水の防除を図り、また、し尿や生活雑排水などの汚水を排除、処理して、周辺環境の改善、公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした施設。

- **合併処理浄化槽**

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽（なお単独処理浄化槽とは、し尿[水洗便所汚水]だけを単独で処理する浄化槽）。

生 活 排 水 対 策 推 進 計 画
2019（平成31）～ 2028（平成40）年度
～みんなでつくる 水と緑のネットワークに
人といきものが集うまち 尾張旭～

発行年月	2019（平成31）年 3 月
発 行	尾張旭市 市民生活部 環境課 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1 T E L 0561-76-8136（直通） 0561-53-2111（代表）
